

# 青森県報

第二千五百一十号

平成十七年  
七月十一日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地の変更……………( 税 務 課 ) …… 一

生活保護法による施術者の指定……………( 健 康 福 祉 課 ) …… 一

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………( 障 害 福 祉 課 ) …… 二

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者居宅生活支援事業の廃止の届出……………( 同 ) …… 二

知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………( 同 ) …… 二

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者居宅支援事業の廃止の届出……………( 同 ) …… 二

児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………( 同 ) …… 三

児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援事業の廃止の届出……………( 同 ) …… 三

保安林の指定……………( 林 政 課 ) …… 三

保安林の指定解除予定……………( 出 納 課 ) …… 四

証紙売りさばき人の指定……………( 出 納 課 ) …… 四

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………( 総 務 学 事 課 ) …… 四

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………( 政 策 課 ) …… 四

出先機関

## 告 示

青森県告示第五百九十一号

土地改良区の役員の内退……………

土地改良事業の工事の完了……………

次の軽油引取税に係る特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地について次とおり変更があったので、青森県条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	青森アポロ株式会社	塚野泰久	青森市長島二丁目一の八	平成 二七・五・一六
変更後			青森市古川一丁目一四の五	

青森県告示第五百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定期日
久保田憲一路	上北郡七戸町字上町野三の四	久保田整骨院	上北郡七戸町字道上六〇の四	平成十七年七月十一日

青森県告示第五百九十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所		指定期日
			名称	所在地	
六ヶ所福祉サービス株式会社	上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前九九の一五	居宅介護等事業	ヘルパーステーションにこ	上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前九九の一五	平成十七年七月十一日
東洋シルバークリエイト株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	居宅介護等事業	エコールヘルパーステーション	弘前市大字駅前二丁目八の三	"
社会福祉法人田子町社会福祉協議会	三戸郡田子町大字田子字前田二の一	居宅介護等事業	田子町社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所	三戸郡田子町大字田子字前田二の一	"

青森県告示第五百九十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所		廃止年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	居宅介護等事業	社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	平成十七年六月三十日
社会福祉法人常盤村社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	居宅介護等事業	常盤村社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	"

青森県告示第五百九十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所		指定期日
			名称	所在地	
六ヶ所福祉サービス株式会社	上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前九九の一五	居宅介護等事業	ヘルパーステーションにこ	上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前九九の一五	平成十七年七月十一日
東洋シルバークリエイト株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	居宅介護等事業	エコールヘルパーステーション	弘前市大字駅前二丁目八の三	"

青森県告示第五百九十六号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から知的障害者居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		知的障害者居宅支援の種類		知的障害者居宅支援事業を行う事業所		廃止年月日	
名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	名称	所在地	名称	所在地	年月日
社会福祉法人常盤村協会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	居宅介護等事業	常盤村協業所	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	常盤村協業所	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	平成一七・六・三〇

青森県告示第五百九十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の第二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		児童居宅支援の種類		児童居宅生活支援事業を行う事業所		指定年月日	
名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	名称	所在地	名称	所在地	年月日
六ヶ所福祉サービス有限公司	上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前九九の一五	居宅介護等事業	ヘルパーステーション	上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前九九の一五	ヘルパーステーション	上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前九九の一五	平成一七・七・一
東洋シルバースタイル株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	居宅介護等事業	エコーセンタル	弘前市大字駅前二丁目八の三	エコーセンタル	弘前市大字駅前二丁目八の三	"

青森県告示第五百九十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第二十一条の第二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		児童居宅支援の種類		児童居宅生活支援事業を行う事業所		廃止年月日	
名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	名称	所在地	名称	所在地	年月日
社会福祉法人常盤村協会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	居宅介護等事業	常盤村協業所	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	常盤村協業所	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	平成一七・六・三〇

青森県告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所  
むつ市脇野沢辰内二六の一七（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

青森市大字駒込字南駒込山一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百一号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

三戸郡新郷村大字戸来字風呂前一〇

新郷村商工会

二 指定年月日

平成十七年七月十一日

三 売りさばき場所

三戸郡新郷村大字戸来字風呂前一〇

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十七年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北のまほろばグリーン・ツーリズム支援ネットワーク

三 代表者の氏名

田村 えり子

四 主たる事務所の所在地

中津軽郡岩木町大字百沢字東岩木山一八五〇の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、都市と北東北地域の農山漁村及び、全国  
の農山漁村間に関する、人的交流、情報の収集、提供、学習の場を提供するグリー  
ン・ツーリズム事業及び、グリーン・ツーリズム事業を支援する事業を行うことに



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭